

特定建築物の定期報告業務

別表②-1 特定建築物及び建築設備等の定期報告業務

業務内容 建物延面積	法第12条第1項の建築物(建築設備を除く)						法第12条第3項の建築設備																													
	調査前準備等	受託に伴う業務	法令等の検討	現地調査、整理	報告書、調査書の作成	特定行政庁への報告書提出、説明	建物管理者又は所有者への報告、説明	合計	非常照明設備			換気設備					排煙設備			報告書提出、説明	特定行政庁への報告、説明															
									外観	非常照明器具の照度測定	非常照明器具の作成	報告書、調査書の作成	外観	取入・排気ガラリ	外観	給気口、排気口	外気量	給気機、排気機の風量	吹出口、吸込口の風量			作成	報告書、調査書の作成	外観	機械排煙設備の測定	機械排煙風量の作成	報告書、調査書の作成									
(㎡)	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数	人・日数										
300	0.5	1.4	2.0	1.0	0.5	5.4	0.3	0.014	0.022	0.05	0.01	0.07	0.07	0.10	0.02	0.14	0.20	0.50	0.30	0.3	1.2	1.2	1.5	1.5	1.8	1.8	2.1	2.4	2.4	2.7	2.7	3.0	3.6	4.2		
500		1.4	2.0																																5.4	1.2
1,000		1.5	2.5																																6.0	1.5
2,000		1.5	2.5																																6.0	1.5
3,000	0.6	2.0	3.0	1.0	0.5	7.1	0.3	0.014	0.022	0.05	0.01	0.07	0.07	0.10	0.02	0.14	0.20	0.50	0.30	1.8	1.8	2.1	2.4	2.4	2.7	2.7	3.0	3.6	4.2							
4,000		2.5	3.0																											7.6	1.8					
5,000		3.5	3.5																											9.1	2.1					
6,000	0.75	4.0	4.0	1.0	0.5	10.25	0.4	0.014	0.022	0.05	0.01	0.07	0.07	0.10	0.02	0.14	0.20	0.50	0.30	2.4	2.4	2.7	2.7	3.0	3.6	4.2										
7,000		4.0	4.0																								10.25	2.4								
8,000	1.0	4.5	4.5	1.5	1.0	12.5	0.5	0.014	0.022	0.05	0.01	0.07	0.07	0.10	0.02	0.14	0.20	0.50	0.30	2.7	2.7	3.0	3.6	4.2												
9,000		4.5	4.5																						12.5	2.7										
10,000		5.0	5.0																						13.5	3.0										
20,000	1.5	7.0	6.0	1.5	1.5	17.5	0.8	0.014	0.022	0.05	0.01	0.07	0.07	0.10	0.02	0.14	0.20	0.50	0.30	3.6	3.6	4.2														
30,000		9.0	7.0																				20.5	4.2												

上表は、区分(4)を標準とします。

建物用途別業務量比率

区分	建物用途	業務量比率
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、旅館、ホテル、百貨店、マーケット、地下街等、他	1.4
(2)	展示場、公衆浴場、複合用建築物、料理店、他	1.3
(3)	病院、診療所、養老院、学校、体育館、博物館、スポーツ練習場等、他	1.2
(4)	下宿、共同住宅、寄宿舎、事務所	1.0

経過年数別係数

構造物	5年以上	10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
木造	1.1	1.2	1.7	2.1	2.5
非木造	0.8	1.0	1.2	1.4	1.7
建築設備	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2

付記

- 調査建物が遠隔地の場合は、旅費交通費等は実費加算します。
- 調査に必要な資料(建築確認通知書、図面等)がある場合を基準とし、資料が無い場合は別途計上します。
(30%~100%程度の加算が見込まれます。)
- 建築後10年前後の建物を標準とし、経過年数による増減は経過年数別係数を乗じて計上します。
- 複合建物等調査が複雑な場合は、内容により、10%~30%程度の加算が見込まれます。
- 委託者の都合により業務が中断された場合は、履行割合によって報酬を受ける事となります。
- 定期報告が建築設備のみの場合は建築物を除く建築設備のみ計上となります。
- 建築設備の定期報告で各建築設備を含め2以上ある場合の特定行政庁又は所有者数への提出、説明の人・日数は1/2を計上します。

